長崎市第五次総合計画

［前期基本計画］

実 施 計 画

（令和７年度）

長　崎　市

長崎市第五次総合計画

［前期基本計画］

実 施 計 画

（令和７年度）

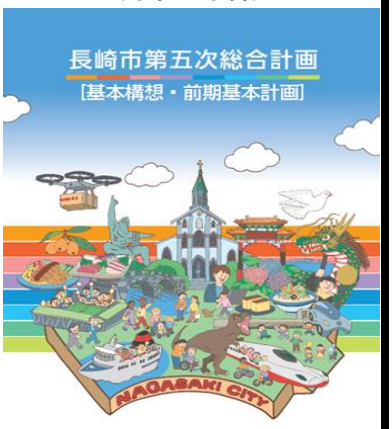

長 崎 市

目　次

ページ

Ⅰ 計画の概要 …… 1

Ⅱ 施策体系別主要事業 …… 3

＜まちづくりの方針Ａ　私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします＞…… 4

基本施策 Ａ１　地域の個性を守り、活かし、伝えます …… 5

基本施策 Ａ２　交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます …… 9

基本施策 Ａ３　国際性を豊かにします …… 15

＜まちづくりの方針Ｂ　私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします＞ …… 17

基本施策 Ｂ１　被爆の実相を継承します …… 18

基本施策 Ｂ２　核兵器廃絶の実現に向け、着実に歩みを進めます …… 21

基本施策 Ｂ３　平和の文化を醸成します …… 23

＜まちづくりの方針Ｃ　私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします＞ …… 24

基本施策 Ｃ１　地場事業者の成長を支援します …… 25

基本施策 Ｃ２　人や企業を呼び込み、新たな事業を創出して、産業を強くします …… 31

基本施策 Ｃ３　次世代につながる農林業を育てます …… 34

基本施策 Ｃ４　水産業を環境変化に強く活気のある持続可能な産業にします …… 38

基本施策 Ｃ５　地元農水産物の消費を拡大します …… 41

＜まちづくりの方針Ｄ　私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします＞ …… 44

基本施策 Ｄ１　脱炭素社会の実現をめざします …… 45

基本施策 Ｄ２　資源を守り大切にする社会の実現をめざします …… 47

基本施策 Ｄ３　豊かな地域環境を守り活かします …… 49

基本施策 Ｄ４　環境意識・行動の定着を図ります …… 51

ページ

＜まちづくりの方針Ｅ　私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします＞ …… 53

基本施策 Ｅ１ 地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります …… 54

基本施策 Ｅ２ 犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます …… 58

基本施策 Ｅ３ 安心できる消費生活環境をつくります …… 60

基本施策 Ｅ４ 暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します …… 62

基本施策 Ｅ５ 安全・安心で快適な住環境をつくります …… 64

基本施策 Ｅ６ 車や公共交通による移動の円滑化を図ります …… 67

基本施策 Ｅ７ 安全・安心で快適な道路・公園をつくります …… 69

基本施策 Ｅ８ 水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します …… 73

＜まちづくりの方針Ｆ　私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします＞ 77

基本施策 Ｆ１ 人権が尊重され、様々な分野で男女が参画するまちをめざします …… 79

基本施策 Ｆ２ 高齢者が安心して自分らしい暮らしを続けられる地域づくりを進めます …… 82

基本施策 Ｆ３ 障害者が安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます …… 86

基本施策 Ｆ４ 子どもをみんなで育てる子育てしやすいまちづくりを進めます …… 91

基本施策 Ｆ５ 原爆被爆者の援護を充実します …… 101

基本施策 Ｆ６ 生活困窮者等が将来への希望を持てる支援を充実します …… 103

基本施策 Ｆ７ 自らすすめる健康づくりを推進します …… 104

基本施策 Ｆ８ 安心できる衛生環境を確保します …… 109

基本施策 Ｆ９ 安心できる医療環境の充実を図ります …… 112

＜まちづくりの方針Ｇ　私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします＞ 114

基本施策 Ｇ１ 長崎のまちを愛し、新たな時代を生き抜く子どもを育みます …… 115

基本施策 Ｇ２ だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくります …… 122

基本施策 Ｇ３ スポーツ・レクリエーションの振興を図ります …… 125

基本施策 Ｇ４ 芸術文化あふれる暮らしを創出します …… 127

＜まちづくりの方針Ｈ　私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします＞ 129

基本施策 Ｈ１ 市民との良好なコミュニケーションを図ります …… 130

基本施策 Ｈ２ 参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます …… 133

基本施策 Ｈ３ 市民に信頼される市役所にします …… 137

Ⅰ　計画の概要

計画の趣旨

この計画は、長崎市第五次総合計画の基本構想に掲げる「めざす2030年の姿」の実現に向け、前期基本計画に示された施策の計画的な執行を確保し、総合的・計画的なまちづくりを進めるため策定するものです。

基本計画で定めた各種施策を達成するための具体的な事業計画を示し、進行管理と行財政運営の指針となります。

計画の位置付け

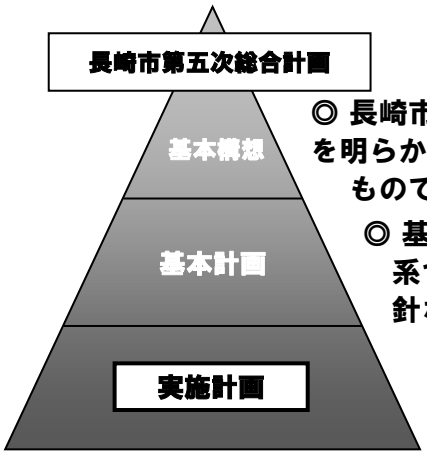

◎ 長崎市における将来の都市像やそれを実現するためのまちづくりの方針などを明らかにし、行政と市民・企業・大学など様々な主体の共通の指針とするものです。

◎ 基本構想において定めたまちづくりの方針などに沿った各種施策を体系づけるとともに、施策ごとのめざす姿やそれを実現するための取組方針などを示すものです。

◎基本計画において定めた各種施策の取組方針に沿った具体的な事業計画を示し、行財政運営の指針とするものです。

計画の期間

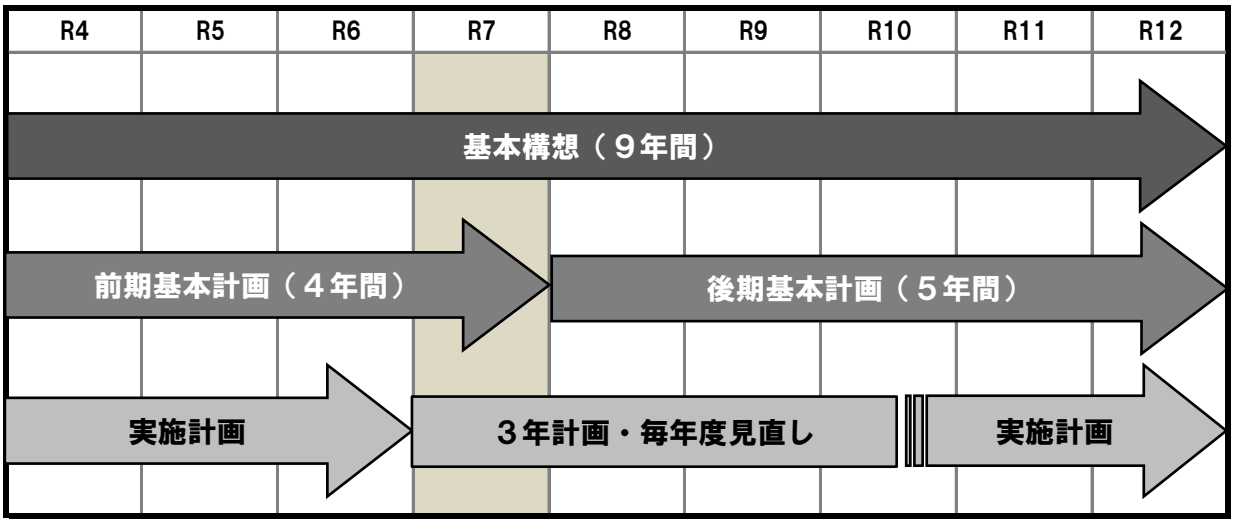

※本実施計画の計画期間は、令和７年度の１年間です。

計画の構成

・基本計画で体系付けた施策別に、令和７年度に計画している事業のうち、法令等に基づく義務的な経費や経常的な施設の維持管理費、事務費等の内部管理経費を除き、市が主体的に取り組む主要な事業を掲載しています。

・掲載した事業については、今後の社会動向・経済情勢の変化等により、実施されない場合、実施期間が変更される場合又は廃止される場合があります。

様式の解説

（1） 事業名の欄

令和７年度に取り組む主要事業名（予定を含む。）及び所管する所属を記載しています。

（2） 事業概要の欄

各事業の具体的な実施内容を記載しています。

（3） 事業年度の欄

各事業を実施する期間について、次の例のとおり記載しています。

（4） 重点プロジェクトの欄

令和６年２月に策定した長崎市重点プロジェクトアクションプランに該当する事業については、該当するプロジェクト名（「経済再生」・「少子化対策」・「新市役所創造」）を記載しています。

（例）	事業年度 7	重点プロジェクト
令和７年度に実施する事業	⟷	
令和７年度から実施し、令和８年度以降も継続する事業	←	
令和６年度以前から実施し、令和７年度まで継続する事業	→	
令和６年度以前から実施し、令和８年度以降も継続する事業		
現時点では、事業着手時期・期間などが未確定であるが、事業化に向けて具体的に検討する事業	検討中	